

賠償額の予定 宅建 H14-07-3 《#760》

【問】 正誤をつけよ。

AB間の土地売買契約中の履行遅滞の賠償額の予定の条項によってするAのBに対する損害賠償請求について、裁判所は、賠償額の予定の合意が、暴利行為として公序良俗違反となる場合でも、賠償額の減額をすることができない。

【答え】 誤り

《ポイント1》 公序良俗【★入門】

公の秩序又は善良の風俗に反する法律行為は、無効とする。（民法 90 条）

《ポイント2》 賠償額の予定【★入門】

当事者は、債務の不履行について**損害賠償の額を予定**することができる。（民法 420 条 1 項）

⇒ **損害賠償額の予定が過大**であった場合等に、**裁判所が信義則や公序良俗等**に基づき、その損害賠償額の予定条項を**無効**としたり、予定賠償額を**減額**したりすることができる。